

消防の広域化を 検討しています

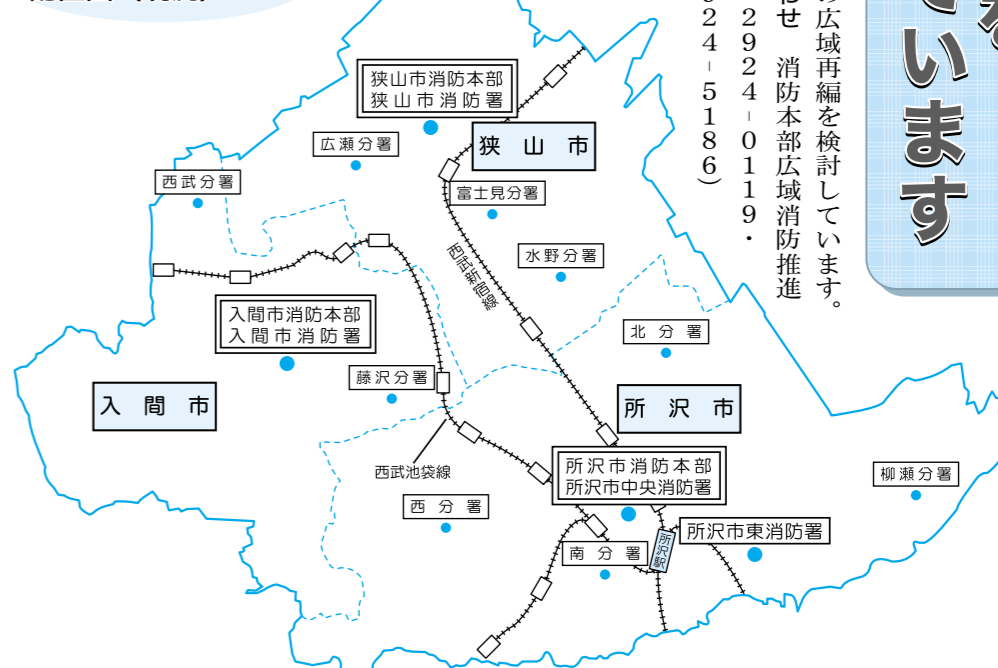
安全で安心に暮らせるまちを目指して

市では、市民の皆さんの尊い生命や貴重な財産を各種の災害から守るため、第4次所沢市総合計画などにより、計画的に消防力の向上に努めています。

しかし近年、生活スタイルの変化や建物の高層化など多様化する都市構造により潜在する危険性は増し、災害は複雑かつ大規模化し、加えて本格的な少子高齢化社会などを反映して、救急需要は急増しています。

また、その発生が懸念される大規模地震への備えや危惧されるテロ災害への対応など、新たな課題にも対応していくためには、さらなる消防力の強化が重要であり、急務であると考えています。

三市の消防署・分署配置図(現況)



防署の広域再編を検討しています。問い合わせ 消防本部広域消防推進課 (☎2924-0119・FAX2924-5186)

消防の広域再編によるメリット

- ①企画・管理部門である消防本部機能の統合により、課題である災害現場活動を行う消防署・分署の人員配置をより適正化することができます。
- ②管内の消防、救急、救助の部隊数が増加することから、火災等の第1次出動の部隊数が増強されるとともに、第2次出動以降の体制強化や大規模災害時に備えることが可能になります。
- ③三市の市境周辺地域では、救急車や消防車の現場到着時間の短縮が見込まれます。
- ④管内の救急車(隊)の増加により、急増している救急要請への対応や集団救急事象への対応が充実します。
- ⑤現在、三市がそれぞれ整備している通信指令装置やはしご車、化学車などの高価な装備などをより効率的に整備することができます。
- ⑥職員の教育、研修をさらに充実することができます。より専門的で高度な知識、技術を習得することで、一刻を争う災害時や救急時に、より正確かつ迅速な対応ができます。



上・右の写真は今年の2月に西武ドームで行われた特殊災害(テロ)対応訓練の様子です。

何者かが容器に入った液体をまき散らし、観客が倒れはじめ、混乱状態に陥った状況を想定しています。

狭山市・入間市の両消防本部の救助隊、救急隊も応援部隊として参加しました。



所沢市・狭山市・入間市の三市間における消防のつながりは古く、昭和33年に消防組織法に基づく相互応援協定を締結して以来、市境付近の災害にはそれぞれが応援出動しています。平成3年度からは応援体制の充実強化を目的に毎年度連絡協議を開催して、より緊密に情報交換等を行ってきました。

その間、埼玉県内や全国的にも消防の広域化が進められ、近隣自治体でも消防組合を構成しています(左表参照)。

	合計	所沢市	狭山市	入間市
管内人口(人)	647,887	336,150	162,107	149,630
世帯数	252,892	134,427	63,221	55,244
管内面積(km ²)	165.77	71.99	49.04	44.74
署所数	4署9分署	2署4分署	1署3分署	1署2分署
職員定数(実数)	662(661)	333(333)	172(171)	157(157)
火災件数	252	138	54	60
救急出動件数	22,131	12,306	5,199	4,626
消防ポンプ車台数	25	12	8	5
はしご車台数	7	3	2	2
救急車台数	15	7	4	4

◎平成16年3月末日現在(火災件数・救急出動件数は平成15年中)。

近隣市町村の消防組織現況

市町村名	消防本部名
川越市	川越地区消防組合消防本部
川島町	
飯能市	
名栗村	埼玉西部広域消防本部
日高市	
富士見市	
上福岡市	入間東部地区消防組合消防本部
大井町	
三芳町	
朝霞市	
志木市	朝霞地区一部事務組合埼玉県南西部消防本部
新座市	
和光市	
坂戸市	坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部
鶴ヶ島市	
毛呂山町	西入間広域消防組合消防本部
鳩山町	
越生町	

今後の検討課題は…

- ①市民の皆さんが安全で安心して暮らせるまことにすることを最優先検討事項とし、より効果的な出動体制をつくるための検討をします。
- ②行政上の組織の形態について、国や県と調整しながら決めていきます。
- ③広域再編組織のスタート時期は三市で調整し、平成17年中の設立を目指して検討します。
- ④消防本部・消防署の組織、勤務形態、事務分掌、職員の処遇面の調整をします。
- ⑤構成三市の経費負担にかかる適切な分担方法を検討します。
- ⑥消防団への連絡方法や団相互の連携等についての検討をします。
- ⑦その他、円滑に組織が設立されるよう調整します。

6月1日は

人権擁護委員の日

6月1日は「人権擁護委員の日」です。所沢人権擁護委員協議会では、この人権擁護委員制度を広く知っていただくため、特設人権相談をはじめとし、さまざまな活動を実施しています。

当市における法務大臣が委嘱した人権擁護委員は、次の方々です。

- 照屋國江 花園1-2317-5

- 青木照子 山口535-3
- 安川利夫 上新井690-7
- 久保田千恵子 牛沼125
- 田中芳治 林2-119
- 大館千恵子 日吉町24-7

- 加賀谷尚子 北秋津651-5
- 成田桂子 寿町20-4
- 三上克己 本郷26-5
- 中村直子 向陽町2130-22

なお、相談は委員の自宅で行っているほか、市役所でも定期的に行っています。お気軽にご相談ください。

【定例相談】 とき 毎週火曜日/午後1時~3時30分
ところ 市役所1階・市民相談課
◎このほか、さいたま方法務局所沢支局(☎2992-2677・FAX2995-4040)でも相談に応じています。
問い合わせ 市民相談課(☎2998-9092・FAX2998-9041)

道路を快適に利用するために ご協力をお願いします

道路にはみ出した樹木は、歩行者や自転車の通行の妨げになるばかりでなく、走行中の自動車やバイクからは、歩行者や交通標識等の確認がしにくくなり、交通事故の原因にもなりかねません。

限られた道路のスペースを安全かつ快適に利用できるよう、定期的に樹木の剪定を行ってください。

また、車の出入りのため、段差にブロック等を置いている方も見受けられますが、通行の妨げにもなり、事故の原因にもなりかねません。場合によっては、雨水を取り込むための柵にふたをした状態になり、道路が冠水してしまいます。

このような段差を解消するためには、工事費は自費となりますが、市へ申請することにより、歩道や側溝の切り下げ工事を施工することができます。

安全で快適な道路環境づくりに向け、皆さんのご理解・ご協力をお願いします。

問い合わせ 道路維持課(☎2998-9168・FAX2998-9152)



▲道路にはみ出した樹木

開園しました

所沢市立 東所沢保育園

低年齢児の保育ニーズに応え、地域の子育て支援を増進するために、市立東所沢保育園が開園しました。

開園日 5月1日(日)
所在地 東所沢和田3-19-2(松井地区)
電話番号 2946-3310
運営 公設民営方式(社会福祉法人向日会)

- 【事業】 ①0歳~5歳児保育(定員90人) ②時間延長型保育(午前7時~午後8時) ③障害児保育 ④地域子育て支援事業



「広報ところざわ」発行日等が変更されました

「広報ところざわ」は、今月から毎月1日・1回の発行に変わりました。また、前号まで新聞折込でお届けしていましたが、本号から直送発行(1日)の前日までに届けてくださるよう努めています。配布は委託先の所沢市シルバー人材センターが行っています。万一、広報紙が届かない場合は、同センター(☎2928-8695・FAX2924-0630)へご連絡ください。

発行日・配布方法の変更へのご理解とご協力とともに、引き続き「広報ところざわ」をご愛読くださるようお願いいたします。
問い合わせ 秘書広報課(☎2998-9024・FAX2999-0706)

市政通信

若狭いこの森公園が開園しました

▼4月17日(日)、若狭いこの森公園が開園しました。既存林を残しつつ、遊具や藤棚を配置し、一部に芝生を植えた「いこの場」です。若狭長生クラブ女性部による踊りが開園式に花を添えました。



開館1周年記念 エコまつりを開催しました

▼5月1日(日)、「地球にやさしい暮らし方」の情報発信施設、リサイクルふれあい館・エコで開館1周年を記念し、エコまつりを開催しました。古着ボランティアによるリフォーム・グッズ即売や紙すき体験、エコクッキング等の催しが行われました。当日は無料バスも運行し、多くの人でにぎわっていました。

